

各指定介護老人福祉施設管理者
各介護老人保健施設管理者
各介護医療院管理者
各老人短期入所生活介護施設長
各老人デイサービスセンター施設長
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム管理者
各サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導課長
(公印省略)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の取組みについて

平素より、災害に対する対応については、格段のご尽力をいただき感謝いたします。

さて、令和 7 年 7 月 30 日にカムチャツカ半島付近で発生した地震に伴い、県内で発令された津波警報により 37 万人以上を対象に避難指示（警戒レベル 4）が出されました。本県は南海トラフ地震など社会福祉施設等の運営に大きな影響を与える災害の発生が想定されており、要配慮者利用施設においては、災害発生時に迅速な対応ができるよう事前に準備しておくことが非常に重要となります。

避難確保計画の作成及び避難訓練の実施については、水防法又は土砂災害防止法等に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設においては義務となっておりますが、令和 7 年 3 月末時点での避難確保計画（洪水）の作成率は 87%（全国平均 88%）となっています。

については、災害発生時に備えて、避難確保計画の作成や、すでに作成済みの避難確保計画の充実・改善を図るための変更等に関して下記内容について御了知いただき、利用者の円滑かつ迅速な避難のための取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

なお、具体的な運用については、施設等所在市町村の地域防災計画所管課にお問い合わせください。

また、市町村地域防災計画に定められていない要配慮者利用施設におかれましても、利用者及び従業者の命を守るため、避難確保計画の作成や見直し及び訓練の実施について積極的な取組をお願いいたします。

記

1. 避難確保計画の作成

- ・水防法又は土砂災害防止法等に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（以下「施設」という。）は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。

（※ 市町村地域防災計画の詳細については、施設等所在地の市町村にお問い合わせください。）

- ・業務継続計画（BCP）を作成している施設については、既存のBCPに避難確保計画に関する項目を加えたうえで、避難確保計画として市町村に報告することも可能です。

2. 避難確保計画チェックリストの作成

避難確保計画を新たに作成・変更する場合、既に作成している場合は、避難訓練の結果報告の際に、チェックリスト（別紙1）の提出が求められます。

3. 避難訓練の実施

市町村地域防災計画に定められた施設については、避難訓練の実施が義務付けられています。

4. 避難訓練結果の報告

避難訓練を実施した場合に、施設管理者から市町村長に対し、訓練結果を報告（別紙2）することが義務づけられています。

（※ 避難訓練を原則年一回以上実施し、訓練実施後、概ね1ヶ月を目安に、市町村への訓練結果の報告が必要）

5. 関係資料

- ・国土交通省HP：要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

- ・市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数、計画作成状況
- ・社会福祉施設の避難確保計画チェックリスト（別紙1）
- ・避難訓練実施報告書（別紙2）
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（令和4年3月、国土交通省 水管理・国土保全局）
- ・社会福祉施設における避難の実効性を確保するための留意点（「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について」（令和3年6月25日付け府政防第764号他内閣、消防庁、国土交通省、厚生労働省関係課長連名通知）より抜粋）
- ・避難指示に関するチラシ（内閣府（防災担当）・消防庁）

和歌山県介護サービス指導課

TEL 073-441-2527

FAX 073-441-2516